

みなとオアシス NAGASAKI Sea 級グルメ 登録募集 要項

1. 募集要項

(1) 参加資格

- ・ 地元食材及び Sea 級グルメを通して、みなとオアシス及び長崎の活性化に貢献する情熱を持っていること。
- ・ 長崎市内に本社または支社がある事業所、団体

(2) 登録する Sea 級グルメのルール

①水産物を活かした料理で、地元の人たちに親しまれ、「ぜひ多くの人に味わって欲しい」と自信をもってお勧めできるので、以下の両方の条件を満たすものとする。

- 長崎港及びその周辺で、名物として日常的に提供され、もしくは祭り等のイベントで提供されているもの
- 次のような地域とのゆかりのいずれかを持つもの。
 - ・地元で水揚げされた水産物を活かして作られるもの。
 - ・古くから名物として親しまれてきたもの。
 - ・地域の魅力を活かして創られたもの。
 - ・「みなとオアシス NAGASAKI」の名物として(今後)自信を持って提供できるもの。

別紙様式により、実行委員会事務局へ提出してください。Sea 級グルメの登録が完了しましたら、メールまたはファックスでお知らせします。

【Sea 級グルメに登録すると】

- ・みなとオアシス NAGASAKI の HP で Sea 級グルメの紹介コーナーを企画します。
- ・Sea 級グルメ「名称」、「ロゴマーク」の使用承諾。
- ・みなとオアシスのグルメイベント Sea 級グルメ大会への参加資格。

みなとオアシスながさきでは令和 3 年 11 月 14 日に「Sea 級グルメ九州大会 in NAGASAKI」を開催予定です。
また、Sea 級グルメ全国大会が年に 1 回行われています。

【注意事項】

使用の際は、「Sea 級グルメ®」は(一社)ウォーターフロント協会の登録商標ですと記載ください。

なお、使用に当たっては下記の事項をお守りください。

1. 使用期間終了後は結果を文書(現物の写真等を含)にて報告すること。
2. 申請内容に変更があった場合は速やかに変更申請を行うこと。

不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止すること。また、いかなる理由に関わらず、利用に際し生じた損失、損害については、当協議会はいっさい責任を負わないものとする。

2. 申込みについて

(1) 申込期限 令和3年 6月 7日(月曜日)17:00 必着

(2) 申込方法 「Sea 級グルメ®」登録申請書(様式1)」に必要事項を記入すると共に、商品写真(データ)を、Eメールにて送付してください。

(3) 申込み・問合せ先 公益財団法人ながさき地域政策研究所(シンクながさき)

〒850-0035 長崎県元船町 17 番 1 号

担当:奥村公子 email: okumura.kimiko@think-nagasaki.or.jp

TEL:095-820-4865 FAX: 095-818-2763